

東京ガスライフバル江戸川株式会社 一般事業主行動計画

従業員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日～平成33年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などに加え、介護休業・看護休暇・介護休暇などの制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成30年5月～ ミーティングを利用して各制度について理解を深めるべく説明していく

目標2：子育て世代の従業員（男性従業員含む）への育児休業取得の勧奨

<対策>

- 平成30年5月～ 育児休業取得の勧奨